

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年6月25日)

〔件 名〕

- 1 平成21年度版鳥取県環境白書（施策編）の発行について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 7月7日クールアース・デー県庁ライトダウンの実施について
(環境立県推進課)・・・6
- 3 「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の一部改正について
(循環型社会推進課)・・・7
- 4 平成20年度消費生活相談の概要について (消費生活センター)・・・9
- 5 鳥取県あんしん賃貸支援事業実施協定調印式について
(住宅政策課)・・・10

生活環境部

平成21年度版鳥取県環境白書（施策編）の発行について

平成21年6月25日
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年10月8日鳥取県条例第19号）」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものです。

平成19年度より発行方法を見直し、まず年度のできるだけ早い時期に今年度「講じようとする環境施策」を取りまとめた「施策編」を公表し、環境団体などが利用可能な各種の支援制度の早期周知を図ることとしております。

このたび、「平成21年度版鳥取県環境白書（施策編）」を取りまとめましたので、県ホームページ上で公表することとします。

なお、「環境の現状及び講じた施策の状況」については、前年度の各種データがまとまり次第、「実績データ編」として別途公表することとしています。

○鳥取県が環境分野で力を入れている次の重点取り組みテーマ（環境基本計画の五つの目標）に分類して、各種事業の概要を掲載しています。

- I すべての主体の連携・協働による環境立県
- II 循環を基調とする経済社会システムの実現
- III 自然と人間との共生の確保
- IV 快適な環境・美しい景観の保全と創造
- V 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

○県ホームページでは、各種事業の概要の他に、各課の情報ページにもリンクできるように、各課のアドレスを記載して即座に関連情報を閲覧可能としています。

【平成21年度版 鳥取県環境白書ホームページ】

鳥取県ホームページ（とりネット） → とっとりエコナビ → 鳥取県環境白書
<http://www.pref.tottori.lg.jp/econavi/>

○環境白書の入手方法について

県のホームページの閲覧や必要部分のみをプリントアウトして入手する。

併せて、県内のすべての図書館、市町村及び県地方機関に、環境白書の公開及び入手方法について周知する。



と 平成21年度版 鳥取県環境白書

この環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめたものです。

平成19年度から、施策編と実績編に分けて公表することとし、年度当初に「今年度講じようとする施策」を【施策編】として公表して、県民の方々が利用可能な各種支援制度などの早期周知を図っております。

「環境の現状及び昨年度に講じた施策」については、前年度の各種データがまとめ次第、【実績編】として追加記載します。

本白書が多くの県民、事業者などの皆様に活用され、環境への関心の高まりや、環境活動への具体的な取り組みへつなげていただければ幸いです。

平成21年度に講じようとする施策【施策編（平成21年6月公表）】

1. すべての主体の連携・協働による環境立県

- 1.1 環境教育・学習の推進
- 1.2 環境配慮活動の推進
- 1.3 環境立県県民運動の推進
- 1.4 大学との連携

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

- 2.1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理
- 2.2 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成
- 2.3 水、大気、土壌環境の保全
- 2.4 環境ホルモンなど化学物質の適正管理

3. 自然と人間との共生の確保

- 3.1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生
- 3.2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生
- 3.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保
- 3.4 人と自然とのふれあいの確保

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

- 4.1 美しい景観の保全と創造
- 4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備
- 4.3 環境影響評価の推進

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

- 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減
- 5.2 自然エネルギーの導入
- 5.3 酸性雨、黄砂防止対策の推進
- 5.4 国際連携の推進

6. 共通的・基盤的施策の推進

- 6.1 共通的・基盤的施策の推進

1. すべての主体の連携・協働による環境立県

1.3 環境立県県民運動の推進

鳥取県環境立県協働促進事業

1 事業の概要

県民との協働による環境先進県の実現を目指し、自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの活動に必要な費用について一部を助成。平成19年度から新たに、とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣について、本事業で全額補助交付とした。

2 事業内容

<対象となる事業>

事業	内容	補助対象経費
環境イベント	講演会、研修会 地域の自然環境 調査研究	講師旅費・謝金、会場・機器使用料、通信運搬費、印刷費 広告宣伝費
アイドリングストップ運動	講演会、研修会	
ビオトープ保全・再生	ビオトープ作り 自然環境の保全・再生	資材・消耗品、機械借上料 専門技術者への賃金、指導者謝金、用地借上料、先進事例地調査費
水質浄化活動	ヨシの植栽 水生生物等生態系の回復	

(1)実施主体:

- 県内の環境保全団体、地域住民団体等
- ハード事業については市町村からの補助交付となります。

(2)補助率:

- 2分の1(県との共催の場合3分の2)
- アイドリングストップ運動:3分の2
- 「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録している者の謝金及び旅費(実費):10分の10(但し、謝金は1名当たり7,500円を上限)

(3)限度額:

- 補助対象経費が3万円以上の環境立県に資する活動に対して補助する。
- ハード事業50万円
- ソフト事業30万円(県との共催の場合100万円)
- アイドリングストップ運動については10万円
- 「とっとり環境教育・学習アドバイザー」の謝金及び旅費に限っては3万円未満であっても補助対象とする。

(4)申請窓口:

- 東、中、西部各総合事務所生活環境局、日野総合事務所福祉保健局

制度を使って整備されたビオトープ



「水生生物調査中！」

砂のじり方が、場所によってちがうこと、場所によって砂の大きさがちがうことがわかりました。小さい生物をけんじでみると、わたしが今まで見たことがない生物が見えました。もっと、「ホタル」をひやしたいです。どうしたら、ひえるのが知りたいです。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境活動への取組みを支援します ～鳥取県環境立県協働促進事業補助金～」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37720>

「環境先進県に向けた次世代プログラム」の推進

1 目的

各主体ごとに取り組んでいただきたい内容を具体的に明示した、「環境先進県に向けた次世代プログラム」をお示しすることにより、地球温暖化防止や循環型社会づくりなど、わが国をリードする環境先進県を目指し、県民の皆様との協働による環境活動を一層推進する。

2 背景、現状、及び課題

鳥取県版環境管理システム(TEAS:テス)の創設や鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例の制定といった県独自の施策を展開し、県民や企業の方々と共に環境への取組を進めてきましたが、県内の二酸化炭素排出量(2006年度実績)は、1990年度比で約10%も増加するなど、一層の取組み促進が必要な状況となっています。

3 プログラムの項目

1 県民との協働による環境活動の新たな展開

1.1 環境日本一とっとり県民運動の展開

県民や事業者などすべての主体の参加と協働による、環境に配慮した取組みを推進します。

1.2 環境教育・学習の推進

環境教育の参加者数を20万人以上とするとともに、県内の全市町村で1つ以上のこどもエコクラブを登録します。

1.3 環境に配慮した活動を持続的に行うための仕組みの普及

鳥取県版環境管理システム(TEAS)の取得を促進し、取得数を700以上とします。県内の全小中学校、全高等学校等がTEASを取得します。

2 地球温暖化防止

2.1 二酸化炭素等温室効果ガスの削減

わが国をリードする環境先進県を目指し、二酸化炭素の年間排出量を1990年度から8%以上削減します。

2.2 自然エネルギー等の導入

自然エネルギー等の活用により、その発電量を6万キロワット以上とします。

2.3 森林等による二酸化炭素の吸収

二酸化炭素の吸収源対策として、育成林における間伐面積を16千ha以上とします。

3 循環型社会の確立

3.1 一般廃棄物(ごみ)の排出抑制、リサイクル率の向上

1人1日当たりのごみ排出量を920g以下とするとともに、リサイクル率を25%以上とします。

3.2 産業廃棄物の減量、リサイクル率の向上と適正処理の推進

産業廃棄物の減量・リサイクル率を96%以上とします。

3.3 環境産業の育成

新たにリサイクルビジネスに取り組む企業を30社以上育成するとともに、県認定グリーン商品として60以上の商品を新たに認定します。

4 美しい環境を次の世代へ

4.1 三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の保全再生

三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の水質改善を進めます。

4.2 自然環境の保全と野生動植物の保護

自然環境の保全と野生動植物の保護のための人材を育成し、推進体制を整備します。

4.3 環境資源を活用した魅力ある地域づくり

地域固有の環境資源を活用した地域づくりや花と緑のあふれる快適な地域づくりを推進します。

県民との協働による美しい郷土の魅力アップ活動を推進します。

4.4 まちなみ景観の保全・活用

市町村や地域と連携した景観まちづくり活動を拡大し、景観まちづくり活動に取り組む団体(地区)の数を45団体(地区)以上とします。

4.5 環境にやさしい農業の推進

「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき、環境に対する化学物質の投入量を少なくした有機農産物・特別栽培農産物の栽培面積を750ha以上とします。

4.6 森林の多面的機能の向上

県民全体で支える森林づくりを推進します。

4 地球温暖化防止に向けた取組みでは次のような行動メニューを提案しています

＜地球温暖化防止に向けた取組みでは、次のような行動メニューを提案しています＞

次世代プログラムでは、日常生活において年間のCO₂削減量が約1,600kg、金額にすると約11万円の節約となる取組を提案しています。



● 担当: 生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境先進県に向けた次世代プログラム」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=77890>

7月7日クールアース・デー県庁ライトダウンの実施について

平成21年6月25日
環境立県推進課

環境省が提唱する「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」に併せて、鳥取県庁においても昨年度に引き続き、7月7日（クールアース・デー）にライトダウンを実施します。

【趣旨・目的】

平成15年より環境省提唱のもと、地球温暖化防止の気づきに繋げるため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施。

更に、洞爺湖サミットの開催に先立ち、低炭素社会の実現に向けて環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、毎年7月7日を「クールアース・デー」とすることを地球温暖化対策推進本部（平成20年6月17日開催）において決定。

これを契機に、鳥取県庁でも日常生活の中で温暖化対策を実践する職員への意識啓発を行うため、昨年度からライトダウンに参加。今年度も率先行動の一環として本キャンペーンに取り組む。

【実施日時】平成21年7月7日（火）午後8時～午後10時

【実施範囲】全庁（県庁本庁舎・第2庁舎、総合事務所等地方機関、県警）

※緊急・保安・防犯上やむをえない部分は除く。

※新型インフルエンザの影響を見ながらの実施。

【取組方法】

1 全庁消灯の実施

7月7日は、県庁の全所属が午後8時以降は完全に消灯できるよう、午後8時までに業務を終了し、退庁するよう協力を求める。

非常灯・街灯など必要箇所は点灯。

2 全庁消灯を促進する施策

(1) 臨時ノー残業デーの設定

県のノー残業デーは毎週水曜日だが、7月7日を臨時のノー残業デーとして設定し、ワークライフバランスを図る。

(2) ノーマイカー運動の実施強化日の設定

7月7日を県庁一斉のノーマイカーデーに指定し、公共交通機関の利用等により通勤するよう呼びかけを実施。

なお、7月6日～10日はノーマイカー運動参加強化週間に指定した。

(3) 県有施設の実施状況について

ライトダウンを実施する県有施設については、「全国地球温暖化防止活動センター」等のホームページに実施概要（電気消費量の削減予測等）を登録する予定。

【資料提供について】

県関係施設・市町村等や民間団体のライトダウンやキャンドルナイト等イベントについて資料提供を行い、県内の企業・団体等に情報を提供し、波及効果を図る。

【参考】

とっとり環境ネットワーク高校生エコサミット実行委員会と環境教育推進グループの主催で、七夕にキャンドルナイトイベントを実施する予定。

日時：7月7日（火）午後8時～午後10時

場所：dish cafe Upot（鳥取市弥生町302-2）

内容：キャンドルの灯りの下でのピアノコンサートとエコ・トーク

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の一部改正について

平成21年6月25日
循環型社会推進課

本県では、廃棄物処理施設を設置するときには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく許可申請(又は変更届)の前に、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「現行条例」という。)により、事業者に対して関係住民への事業計画の周知を義務づけているところです。

この度、次の背景から廃棄物処理法の許可を要さない小型焼却施設を新たに現行条例の対象とすることとし、下記の改正概要のとおり条例を改正することについて、県民の皆さんから広く意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。

1 条例改正の背景

- (1) 本県では、廃棄物処理施設を設置するときには、廃棄物処理法に基づく許可申請(又は変更届)の前に現行条例により、事業者に対して関係住民への事業計画の周知を義務づけている。
- (2) しかし、廃棄物処理法の許可を要さない小型焼却施設については、ダイオキシン類対策特別措置法(以下「ダイオキシン法」という)に基づく届出は必要であるものの、現行条例の対象外となっており、昨年、当該焼却施設の設置が事業者・住民間の紛争に発展する事例が発生したところである。
- (3) そこで、このような紛争を予防するため、小型焼却施設についても現行条例の手続の対象とする旨の現行条例の一部改正を検討しているところである。

2 条例制定(改正)の経過

現行条例は平成17年9月に制定し、平成18年1月1日から施行。以後、平成19年度に条例の規定の明確化などを図るための一部改正(改正後の規定は20年1月1日から施行)を行っている。

3 改正の概要

(1) 条例手続の対象施設を拡大

条例手続を適用する「廃棄物処理施設」に「特定小型焼却施設」(※)を追加

※特定小型焼却施設＝産業廃棄物処理業者以外の者が設置する次の規模の焼却施設
(排出事業場内に設置するものを除く。)

ア 火床面積(廃棄物を焼却するところの面積)が0.5m²以上2m²未満のもの

イ 焼却能力が1時間当たり50kg以上200kg未満のもの

注)ア、イの要件に該当する施設は、ダイオキシン法に基づく届出が必要。

(2) 条例手続の時期

ダイオキシン法に基づく設置届又は構造等変更届出を行う前に、条例手続を行わなければならない旨明記

(3) 勧告及び公表

事業者が手続終了通知を受ける前にダイオキシン法に基づく届出を行った場合において、条例手続を終了すること等について勧告、公表することができる旨明記

(4) 廃棄物処理施設の「設置」の定義の明確化

処理する廃棄物の種類の変更が廃棄物処理施設の「設置」に含まれる旨明記

4 今後の予定

平成21年7月～ パブリックコメントの実施(7月1日～31日)
産業廃棄物協会、建設業協会、市町村等との意見交換
パブリックコメントを踏まえた条例改正案の検討

9月 県議会へ条例改正案を付議

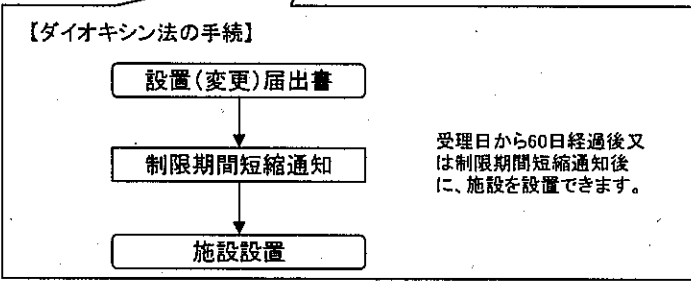
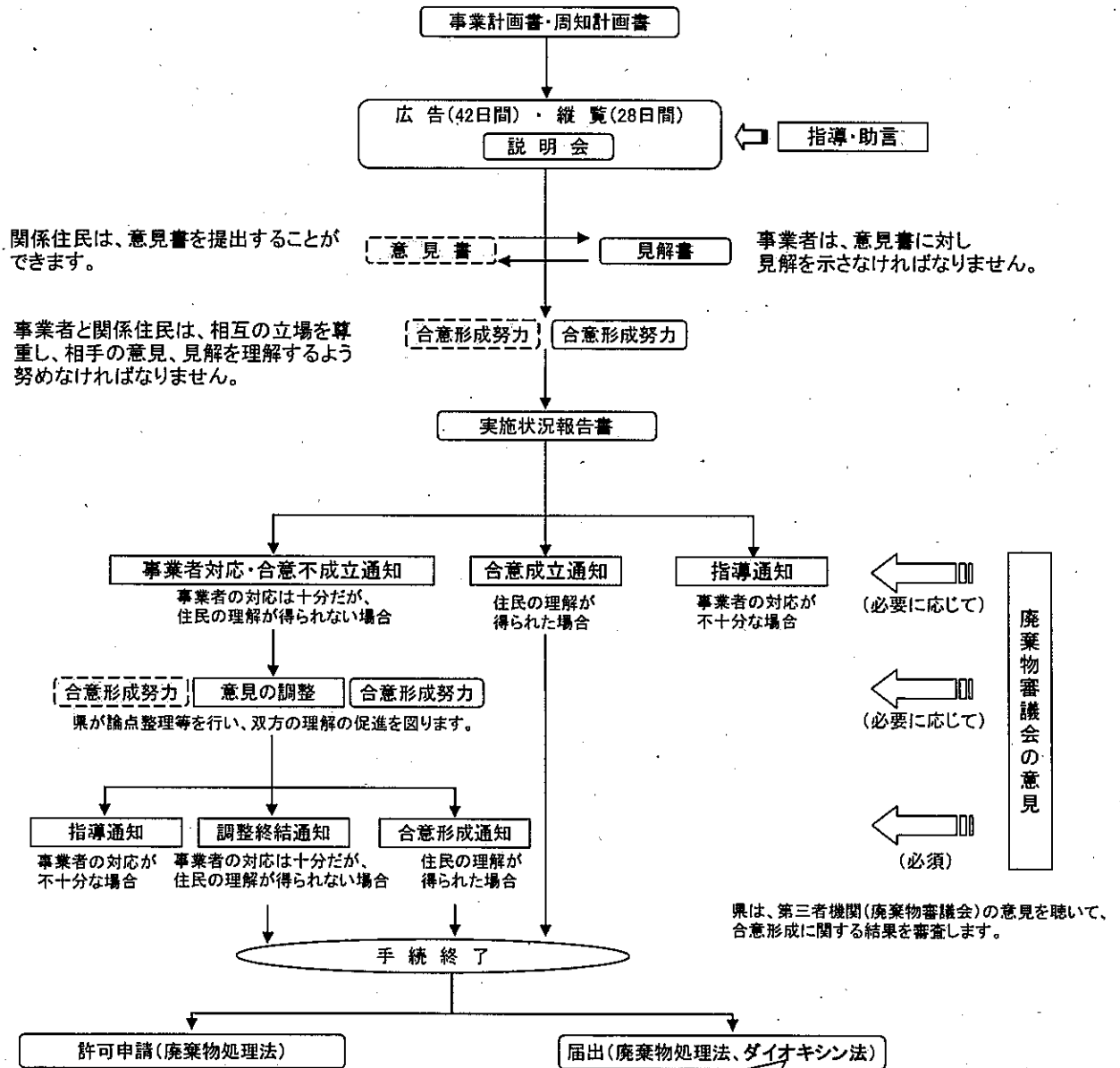
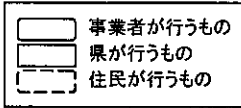
22年1月 改正条例施行

廃棄物処理施設設置手続条例 手続フロー図【改正後】

※改正予定箇所は、赤字の部分です。

「廃棄物処理施設」を設置しようとするときは、説明会を開催し、関係住民の理解を得よう努めなければなりません。
 廃棄物処理施設 = ①産業廃棄物処理施設、②一般廃棄物処理施設、③特定小型焼却施設

今回、新たに対象



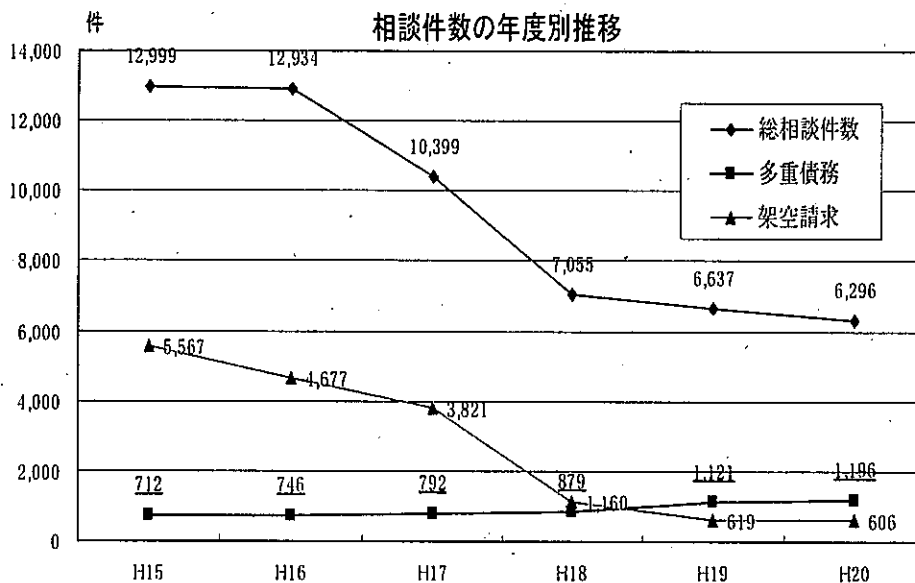
平成20年度消費生活相談の概要について

平成21年6月25日
消費生活センター

1 概況

- ・平成20年度の相談件数は6,296件で、前年度に比べ341件(5.1%)減少した。
- ・相談件数は、平成15年度の12,999件をピークに、架空請求相談の沈静化に伴い減少してきているが、一方では、深刻な社会問題となっている多重債務相談は増加傾向にあり、平成20年度の相談件数は1,196件で、前年度に比べ75件(6.7%)増加し、総相談件数に占める割合も2割近くにまで達している。

【多重債務等相談会の開催状況】 H20～ 隔月開催から毎月開催へ(東部、中部、西部)
H21～ 八頭郡・日野郡でも開催(四半期ごと)



【相談内容上位3位】

- 1 融資サービス(消費者金融等)
1,562件
- 2 オンライン関連サービス等
1,006件
- 3 レンタル・リース(土地その他)
179件

2 年代別相談状況

30歳以下の相談割合は微減し、40歳以上が微増しているが、傾向に大きな変化はない。

区分	平成20年度(%)	平成19年度(%)	差引(ポイント)
～19歳	55 (0.9)	59 (0.9)	△4 (0.0)
20歳代	568 (9.0)	661 (10.0)	△93 (△1.0)
30歳代	1,071 (17.0)	1,210 (18.2)	△139 (△1.2)
40歳代	1,355 (21.5)	1,395 (21.0)	△40 (0.5)
50歳代	1,338 (21.3)	1,425 (21.5)	△87 (△0.2)
60歳代	932 (14.8)	968 (14.6)	△36 (0.2)
70歳～	642 (10.2)	653 (9.8)	△11 (0.4)
不明	335 (5.3)	266 (4.0)	69 (1.3)
計	6,296 (100.0)	6,637 (100.0)	△341

【高齢者・若者層の相談内容上位3位】

	高齢者	若者層
1	フリーローン、貯金	オンライン等関連サービス
2	架空請求	フリーローン、貯金
3	健康食品 預貯金・証券等	架空請求

3 無店舗販売(通信販売・訪問販売等)の動向

区分	平成20年度	平成19年度	差引
通信販売	1,583	1,712	△129
電話勧誘販売	481	403	78
訪問販売	467	615	△148
マルチ(まがい)	157	191	△34
その他	61	102	△41
計	2,749	3,023	△274

- ・無店舗販売に関する相談件数は、架空請求の減少に伴い減少傾向にある。
- ・通信販売や訪問販売に関する相談件数が減少した一方で、電話勧誘販売に関する相談件数が増加した。

鳥取県あんしん賃貸支援事業実施協定調印式について

平成21年6月25日
住宅政策課

民間賃貸住宅ストックを有効に活用し、関係機関が連携して高齢者、障害者等の住宅確保に配慮を要する者の居住安定を図る『鳥取県あんしん賃貸支援事業』について、不動産事業者団体との役割分担・連携体制を明確にし、実施体制を強化するため、(社)鳥取県宅地建物取引業協会と実施協定を締結する。

県と同協会が全面的に連携し、事業に取り組んでいく姿勢を広く県民にPRするため、下記のとおり調印式を開催する。

記

1 鳥取県あんしん賃貸支援事業の概要

- ・民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット対策として、平成20年度に県、市町村、不動産事業者団体、福祉関係団体等による検討会において事業内容等を検討し、検討結果を踏まえて今年度から実施しようとするもの。
- ・住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、外国人）が安心して民間賃貸住宅に入居、居住できるよう、県、市町村、不動産事業者団体、福祉関係団体等が連携した取り組みを行う。
 - (1) 住宅確保要配慮者の入居を受入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録及び入居希望者等への情報提供
 - (2) 住宅確保要配慮者のあんしん賃貸住宅への入居、居住に係る支援活動を行う福祉関係団体の登録及び入居希望者等への情報提供
 - (3) 住宅確保要配慮者のあんしん賃貸住宅への入居、居住に係る各種支援の提供

2 協定の内容

事業の円滑な実施に向けて、(社)鳥取県宅地建物取引業協会は次の事項に協力する。

- (1) 協会会員への事業協力、参加の啓発
- (2) 事業協力会員及びあんしん賃貸住宅に係るホームページ等を活用した情報提供
- (3) 住宅確保要配慮者の円滑な入居に係る事業協力会員への指導、助言
- (4) 県、市町村、福祉関係団体との連絡調整

3 調印式の開催日程

(1) 日時、場所

- ・日時：平成21年6月29日（月）14:00～15:00
 - 14:00～14:15 事前面談
 - 14:20～14:40 調印式
 - 14:40～15:00 記者会見
- ・場所：鳥取県知事公邸「第1応接室」

(2) 次第

- 1 事業概要説明
- 2 署名
- 3 記者会見

(3) 出席予定者

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会：壹岐会長、池上副会長、岡部専務理事
県：平井知事、法橋生活環境部長、中原くらしの安心局長